「障害者総合福祉法」の制定に関する要望意見書

2009年9月、民主党政権はさきの総選挙の公約である「障害者自立支援法の廃止」を宣言し、新たに障害者総合福祉法(仮称)の制定を表明しました。

これを受けて、同年12月より内閣総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部が発足し、併せて翌2010年1月より内閣府に設置された障害者制度改革推進会議と同年4月に設置された総合福祉部会では、幅広い障害者、関係者の意見が反映された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(骨格提言)を昨年8月30日にとりまとめました。

この提言では、障害者自立支援法の反省点や問題点を踏まえ、国連で採択された障害者権利宣言と、障害者自立支援法違憲訴訟原告団らと国との間で交わされた基本合意文書の趣旨が反映され、障害者総合福祉法に盛り込むべき重要な諸点が含まれています。

しかしながら、2月7日に厚生労働省が示した案は、名前を変えるだけで、内容も実質的に自立支援法の改正にとどまるものでした。翌日の8日に行われた総合福祉部会では怒りや不満の声が噴出し、全国各地のマスコミや社説でも批判的見解が示されている状況です。基本合意文書で交わされた約束がしっかり守られ、骨格提言に基づいた新たな障害者総合福祉法が2012年の通常国会で成立、制定されることが求められています。

よって、国においては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が最大限に尊重された、新たな「障害者総合福祉法」を制定されるよう強く 要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣